

令和3年度における公文書の管理の状況について

令和5年3月

三重県公文書等管理条例（以下「条例」という。）において、知事は、毎年度、実施機関における公文書の管理状況の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならないと規定されています（条例第10条第2項）。

公文書の管理に当たっては、条例第5条第2項の規定により、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならないとされているため、公文書ファイル及び単独で管理することが適当であると認められる公文書（以下「公文書ファイル等」という。）の管理状況について公表するものです。

1 対象機関

条例第2条第1項に掲げる実施機関（16機関）

知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者（企業庁及び病院事業庁）並びに県が設立した地方独立行政法人（県立看護大学及び県立総合医療センター）

2 対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の状況

3 報告の概要

（1）公文書ファイル等の作成の状況

実施機関が令和3年度に作成した公文書ファイル等の総数は、77,587件です。

実施機関毎の保存期間の内訳は次のとおりです。

実施機関	保存期間の内訳							件数
	1年	3年	5年	10年	20年	30年	その他	小計
知事	2,154	4,407	22,310	9,962	1	4,580	212	43,626
防災対策部	32	112	395	35	0	76	1	651
戦略企画部	49	90	386	26	0	32	3	586
総務部	239	319	2,980	200	0	227	134	4,099
医療保健部	356	815	3,737	175	0	447	6	5,536
子ども・福祉部	176	322	2,016	148	0	218	6	2,886
環境生活部	146	243	1,196	218	0	307	6	2,116
地域連携部	162	504	2,030	236	1	621	28	3,582
農林水産部	274	680	4,814	3,126	0	1,432	10	10,336
雇用経済部	81	142	1,136	128	0	166	0	1,653
県土整備部	605	1,122	3,249	5,609	0	1,018	17	11,620
デジタル社会推進局	17	18	143	6	0	2	0	186
出納局	17	40	228	55	0	34	1	375
議会	13	35	135	28	0	25	0	236
教育委員会	657	749	8,693	246	66	439	16	10,866
公安委員会	4	0	2	0	0	1	0	7
警察本部長	6,508	2,462	6,756	218	0	363	2,901	19,208
選挙管理委員会	0	11	125	18	0	13	0	167
人事委員会	14	39	85	8	0	73	2	221
監査委員	11	21	65	5	0	3	0	105
労働委員会	9	7	34	21	0	6	0	77
収用委員会	0	0	4	2	0	1	0	7
海区漁業調整委員会	3	9	27	3	0	1	1	44
内水面漁場管理委員会	0	2	8	3	0	1	0	14
企業庁	105	272	544	431	0	715	1	2,068
病院事業庁	32	70	346	83	0	69	0	600
県立看護大学	1	11	81	4	0	8	1	106
県立総合医療センター	4	15	183	14	0	16	3	235
合計	9,515	8,110	39,398	11,046	67	6,314	3,137	77,587

※ 「その他」は、三重県公文書管理規程第38条第1項ただし書の規定による「法令等の規定により、特別の定めが設けられている場合」等です。

(2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の廃棄・移管等の状況

令和3年度に保存期間が満了した公文書ファイル等の総数は、57,578件です。

実施機関毎の廃棄、移管及び保存期間延長の内訳は、次のとおりです。

実施機関	廃棄	移管	保存期間延長	計
知事	31,773	96	2,518	34,387
防災対策部	469	1	10	480
戦略企画部	422	11	35	468
総務部	2,752	2	133	2,887
医療保健部	4,125	5	145	4,275
子ども・福祉部	2,028	9	101	2,138
環境生活部	1,426	13	143	1,582
地域連携部	2,488	24	156	2,668
農林水産部	7,544	13	733	8,290
雇用経済部	1,281	8	99	1,388
県土整備部	8,983	10	875	9,868
デジタル社会推進局	84	0	80	164
出納局	171	0	8	179
議会	174	12	31	217
教育委員会	6523	10	81	6,614
公安委員会	5	0	1	6
警察本部長	14,057	0	1	14,058
選挙管理委員会	98	0	0	98
人事委員会	110	0	4	114
監査委員	81	8	2	91
労働委員会	83	1	6	90
収用委員会	6	3	5	14
海区漁業調整委員会	28	0	19	47
内水面漁場管理委員会	5	0	8	13
企業庁	1,075	2	23	1,100
病院事業庁	328	0	12	340
県立看護大学	129	1	0	130
県立総合医療センター	243	2	14	259
合計	54,718	135	2,725	57,578

※ 「移管」：保存期間が満了した公文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、三重県総合博物館に移管しなければならないとされています（条例第9条第1項）。

(3) 文書管理に係る研修の実施状況

○ 新規採用職員等を対象とした研修

実施主体	種 別	対象者
総務部人事課 (職員研修センター)	新規採用職員研修	新規採用職員
警察本部総務課	文書事務研修	新規採用職員

○ その他の研修

実施主体	種 別	対象者
総務部人事課 (職員研修センター)	新任班長等研修	新しく班長等に任用された職員
公安委員会事務局	文書事務研修	文書管理担当者及び職員
警察本部総務課	文書事務研修	文書管理担当者及び職員
警察本部総務課	文書事務研修	警察学校専科入校生
県立看護大学 事務局総務課	事務局職員基礎研修 「文書の作成・管理について」	事務局職員
県立総合医療センター 事務局総務課	文書事務研修	事務局職員

(4) 公文書ファイル等の誤廃棄等の状況

令和3年度に発生した公文書ファイル等の誤廃棄等の総数は、1件(1所属)です。

実施機関毎の誤廃棄、紛失、その他(毀損等)の内訳は、次のとおりです。

実施機関	誤廃棄	紛失	その他(毀損等)
知事	0	0	0
教育委員会	1(1所属)	0	0
その他の実施機関	0	0	0
合計	1(1所属)	0	0

※ 「毀損等」とは、原形復旧が困難な程度にダメージを与えること。

実施期間毎の公文書ファイル等の誤廃棄等の原因及び再発防止のための措置は、次のとおりです。

実施機関	区分	公文書ファイル等の誤廃棄等の原因及び再発防止のための措置
教育委員会	誤廃棄	<p>【公文書ファイル等】</p> <p>「公文書開示請求(法令・採用)」</p> <p>【誤廃棄等の原因】</p> <p>公文書ファイルの保存期間の認識に誤りがあったことから、保存期間満了前に公文書ファイルを誤廃棄した。</p> <p>【再発防止のための措置】</p> <p>○ 公文書の適正な管理について、実施機関の全所属職員に対して周知文書を発出するとともに、所属長等の会議において周知・徹底を図った。</p> <p>○ 公文書ファイルの廃棄作業については、三重県公文書等管理審査会の審査後に法務・文書課から送付される廃棄予定公文書ファイル等一覧により、廃棄可能なものであるかを文書管理担当者と事業担当者の両方で確認後に行うことを徹底した。</p>